

## 糸満市議会事務局障がい者活躍推進計画

機関名	糸満市議会事務局
任命権者	糸満市議會議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
糸満市議会事務局における障がい者雇用に関する課題	糸満市議会事務局は、職員総数が10人未満の小規模な機関であり、議会事務局で採用する事ではなく市当局採用により人事異動等で配置。事務局で採用している会計年度任用職員2名は、障がい者に限定した募集・採用は行っていない。また、これまで障がいのある職員が在籍した実績もなく、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	職員は、市長部局からの出向職員で構成されており、独自の募集・採用は行っていないが、人事異動において障がい者である職員が配置されることが想定される中、障がい者である職員が活躍できる職場環境を整え、人事課との調整を図る。
②定着に関する目標	配置、採用した場合は不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1.障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用促進者として議会事務局次長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がい者職員が配置され、又は身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定や創出について検討する。
3.障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
4.その他	国等による障害者就労支援等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。